

「大阪府社会福祉施設等従事者支援事業」のご案内 令和5年1月17日（火）から申請受付をスタート

大阪府は、新型コロナウイルス感染症による第6波・第7波等において、社会福祉施設等では感染者が増加し、従事者の負担が増加したことを踏まえ、コロナ禍で社会福祉施設等の利用者等に接する業務に従事した社会福祉施設等従事者に対し、社会福祉施設等を通じ、1万円相当のギフトカードを配付する事業を実施します。

Q1. 従事者支援事業（ギフトカード）の申請受付期間は？

A1. 令和5年1月17日（火）から同年2月15日（水）までです。

※期間後に提出された申請はお受けできませんのでご注意ください。受付期間の厳守をお願いします。

Q2. 従事者支援事業（ギフトカード）の対象となる要件は？

A2. 次の要件を満たす従事者は申請が可能です。

- ① 大阪府内に所在する保護施設、児童福祉施設等、障がい児者施設、介護施設（以下、「施設・事業所等」という。）において、令和4年4月1日から令和5年1月1日まで（以下、「対象期間」という。）の間で、10日以上勤務し、かつ、利用者等と1日以上接する業務を行っていた者（派遣及び委託によるものを含む）
- ② 上記①に該当し、対象期間中に退職した者も対象となります。
※公務員（常勤・非常勤とも）は対象外です。

令和4年4月1日

令和5年1月1日

この間に施設・事業所等に10日以上勤務しかつ利用者等と1日以上接する業務を行った者。可

対象期間中従事していたが、令和5年1月1日時点で退職していた者。可

申請後に退職した者可

対象期間中は前の施設で従事しており、令和5年1月1日時点では別の施設で勤務。可

Q 3. 従事者支援事業（ギフトカード）はいくらもらえるの？

A 3. 対象となる従業者1人当たり1万円相当のギフトカードを支給します。

Q 4. 従事者支援事業（ギフトカード）の申請手続きは？

A 4. 令和5年1月1日時点で所属している施設・事業所等から大阪府に対してとりまとめて申請を行っていただきます。ただし、令和4年12月31日までに退職し、その後、他の施設・事業所等に従事していない場合は原則、従前勤務していた施設・事業所等から申請していただけるようご協力ください。

◎支援金を申請する場合、**電子申請（大阪府行政オンラインシステムでの申請）を原則とします。**

◎申請内容を審査し支給決定されると、大阪府の委託先から施設・事業所等にギフトカードを支給します。

※ギフトカードの支給をもって交付決定通知を行ったものとします。

◎申請の際に、ギフトカードを希望する従事者の一覧等必要書類を作成し添付して下さい。

◎支給されたギフトカードを従事者へ配付した際は、当該従事者から受領確認の署名等を受け5年間保存しておいて下さい。

◎支給されたギフトカードを従事者へ配付する際に生じた経費は、申し訳ありませんが、施設・事業者等の負担となりますのでご理解・ご協力のほどお願いします。

◎原則、各施設・事業所等からとりまとめて申請いただきますが、やむを得ない場合は個人申請も可能です。

Q 5. 従事者支援事業（ギフトカード）の申請・支給スケジュールは？

A 5. スケジュールは次のとおりです。

・令和5年1月17日（火）・・・申請受付開始

申請受付後に順次、審査を開始し審査完了した順に支給する予定です。ただし、申請書類の不備等により支給が遅れる場合がありますのでご了承ください。

・令和5年2月15日（水）・・・申請受付締切

・令和5年3月31日（金）・・・ギフトカードの支給終了

※電子申請のマニュアルや従事者支援事業にかかる質疑応答集等、従事者支援事業の詳細は、大阪府HPに掲載していますのでご確認のうえご申請ください。

URL：

<https://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/fukushishisetsu/jyujisyashi/enshinsei.html>

申請はコチラ↓



お問合せ先：大阪府物価高騰対策一時支援金及び
従事者支援コールセンター

電話 06-6615-8701

（平日9時から18時まで）

※なお、1月21日（土）、22日（日）、28日（土）、
29日（日）は開設してあります。